

広報 おたづまち

1978-7

たのしい夏休み！
げんきすごそう

人口の動き

5月分	出生	35人
出生	死亡	15人
転入	転出	82人
転入	転出	90人
世帯数		5,700
男		9,725人
女		10,120人
計		19,845人

少年と非行

七月、いよいよ長い夏やすみがやってきました。四十日の休みの間子供さんたちはどんな生活を送るでしょうか。親御さん方が一番心配されることは勉強よりも子供の非行についてではないでしょうか。

昨年県下の非行少年は二万三千人でそのうち最も多いのは暴力、シンナー遊び、家出、煙草、酒、怠学、けんか、夜遊びなどです。

子供は生まれたときはすべて善人でありまふ。その子が何故非行に走ったか。それは親の育て方が悪かったのか。子供の育った環境が悪かったからであります。私たちはすべての子供をわが子と思ひあたにかい愛の手をさしのべてやらねばなりません。

非行を防ぐの一番大切なことは早期発見早期治療であります。非行を罰することではなく非行を防止することが何よりも大切なことであります。

「上農は草を見ずして草をとる」という言葉があります。よいお苗さんには草の生えないうちから草を取る心掛けであります。よい親御さんは子供の病氣子供の非行を未然に防ぐことに心掛けています。

昔は非行少年は欠損家庭や貧困家庭から多く出て、いました最近ほ親親が健在な家庭から中流家庭からたくさん出ています。といわれまふ。

皆さんテレビに「赤い絆」という番組がありましたね。「絆」とはちぎることのできな親と子の愛情ということでありまふ。

親と子の心と心のふれあい、親と子の肌と肌とのふれあいが何よりも大切で

あります。この絆この心のふれあいがあつたら子供は決して非行には走りません。

大津管内でも昨年シンナー遊びで捕縛されたものが四十三名、家出をした少年が四十二名もいました。今の少年は何がよい行いで何が悪い行いかの判断がつきません。親は子供に世の中の「きまり」を守ることを大切さを話して聞かせる義務があります。引ききをして見つけた子供が「金を払えばそれでよいでしょう」と平気な顔をしている少年が意外に多いのです。

子供に勉強強迫をあたる新しい机も椅子も買つてやる、部屋にはガジがかるようにしてやる。果して子供はその部屋で勉強しているでしょうか。少年の非行が少年の犯罪がその部屋で発生しています。

「いやうちの子供に限つてそんなことはない。」といわれまふが、親は子供の生活子供の行動についてももっととと気を便わねばなりません。

皆さん、ミカン箱のミカンが一つ腐るとまわりのものも腐つてきます。早く腐ったミカンを取り除かなければなりません。クラスの中に一人の非行少年がいるとすぐにまわりの者に広がっていきます。そんな子供を良い方へ導いていくことが何よりも大切なことであります。

「さわらぬ神にたたりなし」こんな考えで非行少年をけ者にしたり見過したりしている少年はますます孤独になり、ますます非行に落ちていきます。

少年たちよ善人たれ
子供たちよ貧しくとも清き善人たれ

教育委員会



大津町若人のつどいでは、ドライバーの心をなごませ、交通安全を願つて去る六月十八日標示板をたてました。

くようこそ緑の大津町へ。くまた来なつせ大津へ。などの言葉につながらとしたしみをこめ、忙しい仕事のあい間を縫つて全員が心を合わせ、約三ヶ月かかり作つたもので、隣接村の境界附近に六ヶ所設置しました。

この若い人たちの気持が道行く人にとどき、事故のない明るく住みよい大津の町になるよう、お互いに注意しましょう。標示板をたてるにあたって心よく応じて下さつた地権者の皆さんありがとうございます。また、つどいの皆さんお疲れさまでした。

社会を明るくする運動

愛の手で築く非行のない社会

「社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪の防止と、罪を犯した人達の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合せ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。」

この重点目標は「地域活動の推進による青少年の非行防止」となっています。

最近における青少年の非行は、数年前に始まった非行の低年令化が依然として進行しており、また、女子少年による非行や中学、高校生による非行の増加が著しく、誠に憂へべき状況にあります。しかも非行の多くは、ごく普通の家庭の少年によって行われ、万引き自動車、自転車、盗犯、シンナー遊び女子生徒による性的非行、暴走族による集団暴力事犯など顕著な、平素的な

動機による非行が増加の傾向を示しています。

こうした傾向は、刺激的な出版物や映画などのはんば、家庭や学校、職場などにおける人間関係の希薄化、地域社会における住民の連帯感の喪失傾向など、青少年にとって好ましくない生活環境に影響されることで大きいようです。このような現状に対処するため地域住民が共手を携えて、積極的な諸活動を行うことが必要であると思われます。

七月一日から一ヶ月間にあつて、「社会を明るくする運動」月間、又七月一日より八月三十日まで二ヶ月間にわたり「青少年育成成果展覧会」運動が実施されることになっております。町民各位のご協力をお願い致します。

締め出そう事故！ 飲酒運転！

夏の交通事故防止運動

◎過労運転の防止

◎二輪車、自転車の事故防止

◎子どもの事故防止

熊本県はもとより、大津町においても、この交通事故が多発しています。死亡事故の半分以上は、いわゆる運転や飲酒運転です。そして死亡される方は半分以上は子供や老人です。町ではこのような著しい夏をむかえて夏の交通事故防止運動を強力に進めることにいたしました。私達の住む大津町から一人の犠牲者も加害者も出さないようみんなで力を合せて交通安全運動を推進しましょう。

※話し合う家族で事故のない世界！

毎日発生している交通事故事故の話し合いの場をつくり、家族から交通事故の悲劇を出さないようにしましょう。

※事故をよぶ酒が疲労がスピードが、重大交通事故の原因は、過労、スピード、飲酒運転の要素が、大です。職場、地域等において「いねわり運転の防止」

「飲酒運転の防止」「飲酒運転の防止」に十分注意すると共に交通安全講習会を開き、自分達の職場から地域から交通事故の絶滅を期しましょう。

※赤信号、老人、子供、白い杖！

夏休みになりますと老人子供が事故が多くなります。この運動と一緒に学校も夏休みです。夏休み前に交通安全教育を積極的に行いみんな揃って二学期が迎えられよう充分注意いたしましょう。特に家族において老人、子供に毎日交通安全の意識をもたれるよう心がけましょう。

急ぐばつてふつと走りう大津の路

異状気象 火の用心！

いよいよ夏休みに入りますが、異状乾燥続きで火災の発生が心配されます。火災はちょっとした不注意から発生しもし火災のときは「一九ヘイヤー」をあわてずに廻して下さい。「どこかの〇〇さん宅が火事です」とはっきり言って下さい。

六月に武蔵ヶ丘で高層建物で火災が発生し、上階に四階に約二十才の幼児がおり、吐の六月火災において初期消火の問題等を考えさせられました。一人一人の注意はもう家族として部落全体で火の用心々についてお願い致します。消防団員はそれぞれ生業を持ちながら昔から引継がれた郷土愛護の精神と消防本来の義侠の精神で地域防災に専任してまいります。

災害は皆な力です。火災時の使用消火器は高濃度原消火器でつめかえを致します。

消火栓の整備を致しますよう。火の用心々火を消すまで離すな目と心々

知っていますか

安全運転管理者

事業所等で車輛を5台以上使用したり又は11人乗り以上のマイクロバスを1台以上使用している事業所には道路交通法により安全運転管理者を設置しなければなりません。

自動車の使用管理や運転者の安全運転管理を安全に、右記台数以上の車輦使用者は安全運転管理者を設置し公安委員会に届け出なければなりません。また未届けの事業所は早目に警察署交通係まで届け出て下さい。



人権コーナー

遺産相続をめぐる 人権問題

相続に関する争いは、当事者からの申立てによつて、家庭裁判所をはじめとします司法機関が最終的な解決をはかることになっています。

したがって、遺産をめぐる家族間に紛争がありましても、それをあたりに人権問題とみるのは正しくありません。しかし利害の対立が昂じて、家族の一方が自己の利益をはかるため、他方に対していやがらせや、暴行などによる強迫圧迫などの加害行為にでましたときは、人権侵犯として人権擁護機関による救済の対応になります。関係者が相続に関する法規を十分理解して、信義誠実の原則にしたがって行動することが何よりも望まれます。

このようなとき、あなたならどうしますか

「心配」 私は父の反対を押し切つて結婚したため、父から勘当する旨申し渡され、現在父とは音信不通の状態ですが、父が死亡した場合、勘当されている私には相続権がないのでしょうか。

「お答え」 現在の法律では勘当の制度は認められていません。推定相続人の廃除がなされているか、相続人の人格事由がある場合以外は、相続権があります。

「心配」 「養親夫婦と折合いが悪く、なつて別居している。別居していても養親の財産について相続権があるか。」

「お答え」 養親子関係があるかぎり、別居していても相続権はある。「心配」 「私達夫婦の間には二人の子供があるが、夫はめかけに生まされた子が一人ある。夫が死亡した場合めかけの子にも相続権はあるか。」

「お答えめかけの子であっても認知されれば子としての相続権がある。ただし相続分は嫡出子の相続分の二分の一

である。

大津町人権擁護委員

本山豊量 電 〇六五四八

岩下直方 〇二一〇三

古庄星雄 〇二六三六

人権尊重は「おはよう」のあいさつから

ちかごろ、お互いに顔を合わせてもことばを交わさないことが多いのではないでしょうか。このようなことはお互いの理解をなくすることです。お互いに理解し合うことが人権尊重の出発点であります。

熊本地方法務局と熊本県人権擁護委員連合会（会長・篠原一男）においては、毎年そのときの人権問題の一つを啓発活動の主なテーマに加えて活動しておりますが、今年は「人権の共存一人権はお互いのためのものだ。」ということをはしらすに、「対話によつて明るく住みよい社会をつくらう。」という

テーマに決めました。

まず、家族の間での「おはよう」のあいさつやおしゃべりです。明らかに家庭をつくらうというわけですが、このような対話を家庭だけでなくさらに職場、学校、隣人にまで広げていこうというのがねらいです。

対話という身近な事によつてお互いの理解が深まっていことを願っています。

熊本地方法務局

新生生委員の紹介

平川地区の飯沼、多々良、宮内区担当の民生委員三池純氏の御逝去に伴ない、その後任委員として、民生委員推せん会の決定により、左記の方を知事に推せん致しましたので、当該地区の方々は気軽ににご相談されますようお知らせ致します。

飯沼 三池ツヨ子殿

夏の食生活のポイント

夏には貧血になりやすい

思春期以後の女性の三人に一人は貧血（男性は十人に一人）といえます。偏食や減食、いわば誤った食事のとり方から除々に薄い血が貧血になっている場合が多いようです。

夏は食欲がおとろえ、体がだるく動きがふつてきます。

冷夏や暑さによる等嗜好のおもむくままの食生活は疲れを一層ひどくし、貧血になりやすいようです。こんな時こそ積極的に食欲を増し、体力をつける工夫が必要です。

◎冷たい飲みものは控えめに、飲むなら牛乳を

今月の健康メモ



- ◎めん類にも魚、肉、野菜を十分添えてバランスを
- ◎食欲の出る程度に刺激物や味づけを少し濃く
- (高血圧の人等は別)

再就職を希望される

看護婦さんは

いませんか!!

県衛生医療課「ナースバンク」が設置されております。
保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦の方で就職について相談のある方は、いつでも、左記まで郵便又は電話で連絡してください。

〒862 熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県衛生部医療課看護係

電話 0963 1831111

(内線2349)

ナースバンクで行っている事業内容

- 一、未就業看護職員の実態調査
- 二、就業希望看護職員の登録
- 三、ナースバンク事業の情報の提供
(求人・求職及び医療情報)
- 四、就業希望看護職員の講習会

住民結核健診のお知らせ

《レントゲン》

7月3日から7月21日まで、各地区で住民結核健診を行います。もれなく受診して下さい。
なお、次のような方は、最寄りの健診場所や役場衛生係まで御連絡下さい。
一、今年、会社に入ったり、やめたりされた方。
二、入院や病気で受けられない方。
三、旅行などで長期不在の方。
四、学校や職場で受けられた方。
五、妊娠中の方。

悪徳販売業者に御注意!!

最近、保健婦の名をかたり、薬品や器材を押し売りするセールスマンが、出まわっているようです。たぐみな話に乗せられて、被害を受けられた方もおられますので、十分御注意下さい。

狩猟者講習会

一、受講対象者

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和49年度から昭和52年度までの狩猟者講習会の受講者で狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。
(初心者)

二、日時場所

九月十三日、十四日
県菊池総合庁舎 午前九時から午後五時までなお、受付時間はそれぞれ小講習開始時間の四十分から十分前までとする。

三、講習科目

- ①狩猟ニ関スル法令
- ②狩猟鳥獣の判別
- ③猟具の取扱い
- 四、受講申込方法

所定の受講申込書に狩猟者講習手数量の額(初心者課程にあつては甲種千五百円、乙種種にあつては二千円)に相当する熊本県収入証紙及び写真をはりつけて、原則として受講日の七日前までに、申込者が所属する地域の猟友会を経由して所轄県事務所長に提出すること。
なお受講日当日の申込みは受け付けません。

農業委員会委員選挙

昭和五十三年七月十九日任期満了に伴う大津町農業委員会委員選挙を次のとおり行います。

選挙の期日 昭和五十二年七月十四日

選挙すべき委員の数

- 第一選挙区四人 旧錦野旧瀬田地区
- 第二選挙区三人 旧陣内地区
- 第三選挙区四人 旧大津地区
- 第四選挙区二人 旧平真城地区
- 第五選挙区四人 旧護国地区

計十七人

今月のぞくぞく

し尿浄化槽実態調査

熊本県の委託業務として、社團法人熊本県浄化槽協会から各家庭を訪問し、し尿浄化槽実態調査表の記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。
調査目的 し尿浄化槽の設置状況及びその管理状況について実態を把握し、今後の行政指導に資することを目的とします。

調査期間 七月一日から十月三十一日まで

福祉相談

毎週火曜日、無料、生活一般
四月、十一月、十八日、二十五日

憩の家

行政相談日

とき 7月24日(月)10時~15時
ところ 役場町民相談室(階)

行政相談員 荒木 定

第三二六四四

今月の日曜在宅

7月 9日	菊陽病院
16日	柴田医院 馬場豪医院
23日	中村医院 野上医院
30日	佐藤医院
	熊本理化学診療科病院
8月 6日	樽美医院 菊陽台病院
13日	西村医院 鈴木医院

手紙のおすすめ

最近手紙を書くという人が非常に少くなりました。心ふれあいをよくつづけるためにはやはり手紙にまさるものはないようです。

◎故郷を離れて働いていたらる親せき、友人への励ましと慰問、その他四季折々の近況など。

◎また遠く故郷を離れ南米などに移住されている方々への訪問のたよりなどいかがでしょうか。

外国へは一枚一〇円の航空書簡(エアレター)国内用は一枚五十円の郵便書簡(ミレター)をご利用ください。切手はいりません。

◎年賀はがきお年玉賞品のお受け取りは七月十九日までです。お早くもれなくお申し出ください。

大津郵便局

身障者の各種講習会

熊本県身体障害者福祉センターにおいて各種講習会が開催されます。

一、料理講座 毎月第三日曜日午前十一時から十二時まで、経費負担は生野菜、魚貝類の経費

二、活花講座 毎月第三日曜日午後一時から午後三時まで、経費は材料費のみ負担

三、手芸講座 毎月第一日曜日から午後一時から午後三時まで、経費は材料費のみ負担

四、手話講座 毎月第一、第三木曜日から午後一時から午後三時まで、経費はテキスト料五百円の予定

五、民謡(邦詩)講座 毎月第一日曜日から午前十一時から午後三時まで、経費は原則として不用ですが、楽譜代等の負担があることがあります。

六、参加申込み 各人で電話申込で結構です。(電話〇九六三三八三・六五三三・五)

農薬散布に注意しましょう

毎年、農家の皆様をお願いしていますが、桑園、蚕室の近くで薬剤散布をなされる場合はかならず該当の養蚕農家にそのむね連絡して実施して下さい。本年もすでに春蚕繭において農薬事故が発生しています。薬剤による被害の場合はその人が損害補償を負わねばなりません。

現在では專業養蚕農家が減少して、飼育箱数も多く、桑園の農家被害の場面は次の桑期に使用する桑葉の賠償を負わなければならない場合もあります。水出、畑作物、果樹、花開園芸、一般家庭等の病虫害の防除消毒を行う場合は、その日の風向などを考えて、桑園蚕室に薬剤散布は特になさけて下さい。皆さんの一言の連絡、注意によつて事故防止が出来ます。県内でも、菊池さんの常職ある御協力をお願いします。

次に養蚕経営の盛んな町です。みなさんの常職ある御協力をお願いします。

毎月10日 LPガス消費者保安デー

一着火を確かめ 青い炎でー

点火をするときは、つまみをゆつくり廻して 確かに点火したことを 確かめましょう。

LPガスは空気孔を調整して、青い炎で使しましょう。

＝台所にはガス洩れ警報器を＝

覚せい剤の恐怖

覚せい剤はシャブとかアンボンタンと呼ばれ、暴力団の手によって売買され彼等の資金源となっています。これを注射すると二ヶ月から三ヶ月で

中毒になり、被害妄想や幻覚或いは現実には存在しない声が聞える幻聴などの精神異常がおきます。そうなるともはや生活は破たんし、覚せい剤を買う金欲しさに犯罪を行ない、また精神異常から各種の罪を重ね、家が地獄の底に転落します。

七月は覚せい剤の取締り月間でもあり大津警察管内から覚せい剤を是非追放しよう運動を展開していきますので皆様のこの協力をお願い致します。

大津警察署



少年剣道チーム

全国大会へ出場

8月19、20日に東京日本武道館で行われる全日本少年剣道錦標大会に大津中大津少年剣道クラブの二チームが参加することになりました。

この大会は都道府県の予選を通過した中学四三〇チーム、小学四七〇チームの全国各地の優秀な少年を日本武道館に集め、少年に正しい剣道の指導、心身の鍛錬及び相互の親睦を図ることを目的として毎年行われているものです。

大津少年剣道クラブ 監督 大村 勲

選手 松本雄一(大津)

谷本 陽一(大津)

松本 美和(大津)

鍋島 勝(大津南)

緒方 晃成(大津)

森 ゆみ(大津)

大津中剣道クラブ 監督 西島 洋一

選手 野口勝徳 村山龍一

西岡康浩 弓削成博

広田邦彦

国土調査だより

昭和五十三年度の国土調査事業は大字高尾野地区(字西高尾野、東高尾野、高尾野、下里山、八澤、猪廻谷)で面積は約二、八〇平方メートルを調査いたしました。これは土地の国勢調査とも言うべきもので大切な調査であり、正しい測量によって新しく地図と帳簿を作り、皆さんの土地の正しい位置、形、地番、地目、面積等を明らかにするための調査なのです。

土地については一筆ごとに調査します。境界杭、表示票によって表示していただきますが土地所有者、管理者は杭を設置される時、問題が生じないように隣接地者とよく話し合い、境界を決めてから行つて下さい。また、測量を行う時に妨げにならないよう、雑草や木の枝等を覆い、繁つて見える透の悪い場所をお互いが切払つて見通すように境界をはつきりしておいて下さい。一筆調査後、測量にはいる前に境界杭のほかに頭部に黄色で塗つた三センチメートルの角杭を打つた所がありますが、これは測量を行うための基準杭であり一筆の境界杭ではありませんので取除いたり移動させたりしないよう注意していただき、若しどうしても邪魔になって困るような時は国土調査係へ連絡して下さい。尚、該当地区以外の土地所有者、又は管理者は杭及び表示票に係の方まで受取りに来て下さい。この調査についてお解りにくい点などがありましたら各各地区に於いて説明会を行います。関係者は必ず出席して下さい。其、表示票等はその時に配布いたします。本調査にあたりよろしく御協力をお願いいたします。

国民年金

◎国民年金制度が改正されました
 ことし、国民年金法が改正されて次のような改善が行われました。

①拠出年金額の引上げ
 拠出年金の物価スライドが実施された結果、七月から老令年金の二十五年年金(未定額)は、月額三七、九二五円、十年年金は月額二三、九二五円、五年

年金は月額一七、五〇八円に、また、障害年金は一級の場合で月額四八、一三三円に、さらに、母子、単母子、遺児年金は、子一人の場合、それぞれ同三八、五〇八円になりました。

②福祉年金の引上げ
 福祉年金は、母が、老令が月額一六、五〇八円、障害一級が月額二四、八〇〇円、母子、単母子が子一人の場合、二一、五〇〇円に引上げられました。

③特別納付の実施
 時勢によって保険料を納めることができなくなつた人について、昭和五十二年七月から二年間に限り、一ヶ月につき四円半の割合で過去の滞納期間分を納めることができるようになりました。

④保険料の引上げ
 なお、保険料は、昭和五十四年四月から一ヶ月につき三千三百円、昭和五十五年四月から一ヶ月につき三千六百五十円に改定することになりました。ただし、昭和五十四年度に、年金額のスライドが行われたときは、五十五年度の保険料が三千六百五十円にスライド分が加算されます。

◎国民年金の特例納付制度の活用
 今年の七月からは、国民年金の未納保険料の特例納付制度をご存知ですか。一時的思い違いや、忙しさにまぎれた、経済上の理由などから当然強制適用期保険料の資格があるのに国民年金にまだ加入していません。人々、保険料を滞納して時勢にかつた人、年金権を失つてしまった人などについて、昭和五十二年の七月から二年間に限って、未納保険料を払い込めば年金権が与えられるという、臨時の特別な制度ができました。

この特別制度は、一ヶ月につき四円半の期間について、一ヶ月につき四円半という、普通の被保険者より相当高い保険料を払い込めば、年金が受けられることになる仕組みですが、一時に納めにくい人の中には、期限内なら分納の方法も設けられています。詳しいことは、役場国民年金係にすぐ向ういてご相談ください。

◎保険料は忘れずに納めましょう
 四月、五月、六月、の国民年金の保険料は忘れずに納めましょう

保険料を納める期限は六月三十日までです。納め忘れがいかどうか、もう一度徴集カードをお調べ下さい。

保険料を社会保険事務所に納める期限は毎年、四月、七月、十月の各月の末日です。万一納め忘れたい人は、二年前の分からは納める進も開かれていますので、以前の保険料についても確かめてください。

保険料を期限までに納めないと、将来、年金が受けられなくなることがあります。忘れずに納めましょう。未納保険料を納入するときは役場年金係まで申出下さい。係で納付書を作成します。

スライドなし未納年金の額(7月分)

年 金 種 別	年 金 額	月 額
老 年 年 金	2103.000	1750.000
5 0 年 年 金	297.000	239.250
5 5 年 年 金	415.000	339.250
6 0 年 年 金	1202.000	998.500
4 0 年 年 金	728.000	606.667
(夫婦・付加年金加入)	12618.400	10515.667
障 害 年 金 (1 級)	3774.000	314.500
障 害 年 金 (2 級)	462.000	385.000
母子、単母子、遺児年金 (子等1人あたり)	462.000	385.000

改正された福祉年金の額 (53年8月分)

年 金 種 別	年 金 額	月 額
老 年 年 金	1980.000	1650.000
障 害 年 金	297.000	248.000
障 害 年 金	198.000	165.000
子 等 1 人	258.000	215.000
子 等 2 人	258.000	215.000
子 等 3 人	258.000	215.000
子 等 4 人	258.000	215.000
子 等 5 人	258.000	215.000
子 等 6 人	258.000	215.000
子 等 7 人	258.000	215.000
子 等 8 人	258.000	215.000
子 等 9 人	258.000	215.000
子 等 10 人	258.000	215.000
子 等 11 人	258.000	215.000
子 等 12 人	258.000	215.000
子 等 13 人	258.000	215.000
子 等 14 人	258.000	215.000
子 等 15 人	258.000	215.000
子 等 16 人	258.000	215.000
子 等 17 人	258.000	215.000
子 等 18 人	258.000	215.000
子 等 19 人	258.000	215.000
子 等 20 人	258.000	215.000
子 等 21 人	258.000	215.000
子 等 22 人	258.000	215.000
子 等 23 人	258.000	215.000
子 等 24 人	258.000	215.000
子 等 25 人	258.000	215.000
子 等 26 人	258.000	215.000
子 等 27 人	258.000	215.000
子 等 28 人	258.000	215.000
子 等 29 人	258.000	215.000
子 等 30 人	258.000	215.000
子 等 31 人	258.000	215.000
子 等 32 人	258.000	215.000
子 等 33 人	258.000	215.000
子 等 34 人	258.000	215.000
子 等 35 人	258.000	215.000
子 等 36 人	258.000	215.000
子 等 37 人	258.000	215.000
子 等 38 人	258.000	215.000
子 等 39 人	258.000	215.000
子 等 40 人	258.000	215.000
子 等 41 人	258.000	215.000
子 等 42 人	258.000	215.000
子 等 43 人	258.000	215.000
子 等 44 人	258.000	215.000
子 等 45 人	258.000	215.000
子 等 46 人	258.000	215.000
子 等 47 人	258.000	215.000
子 等 48 人	258.000	215.000
子 等 49 人	258.000	215.000
子 等 50 人	258.000	215.000
子 等 51 人	258.000	215.000
子 等 52 人	258.000	215.000
子 等 53 人	258.000	215.000
子 等 54 人	258.000	215.000
子 等 55 人	258.000	215.000
子 等 56 人	258.000	215.000
子 等 57 人	258.000	215.000
子 等 58 人	258.000	215.000
子 等 59 人	258.000	215.000
子 等 60 人	258.000	215.000
子 等 61 人	258.000	215.000
子 等 62 人	258.000	215.000
子 等 63 人	258.000	215.000
子 等 64 人	258.000	215.000
子 等 65 人	258.000	215.000
子 等 66 人	258.000	215.000
子 等 67 人	258.000	215.000
子 等 68 人	258.000	215.000
子 等 69 人	258.000	215.000
子 等 70 人	258.000	215.000
子 等 71 人	258.000	215.000
子 等 72 人	258.000	215.000
子 等 73 人	258.000	215.000
子 等 74 人	258.000	215.000
子 等 75 人	258.000	215.000
子 等 76 人	258.000	215.000
子 等 77 人	258.000	215.000
子 等 78 人	258.000	215.000
子 等 79 人	258.000	215.000
子 等 80 人	258.000	215.000
子 等 81 人	258.000	215.000
子 等 82 人	258.000	215.000
子 等 83 人	258.000	215.000
子 等 84 人	258.000	215.000
子 等 85 人	258.000	215.000
子 等 86 人	258.000	215.000
子 等 87 人	258.000	215.000
子 等 88 人	258.000	215.000
子 等 89 人	258.000	215.000
子 等 90 人	258.000	215.000
子 等 91 人	258.000	215.000
子 等 92 人	258.000	215.000
子 等 93 人	258.000	215.000
子 等 94 人	258.000	215.000
子 等 95 人	258.000	215.000
子 等 96 人	258.000	215.000
子 等 97 人	258.000	215.000
子 等 98 人	258.000	215.000
子 等 99 人	258.000	215.000
子 等 100 人	258.000	215.000

人事異動

給食センター
 若草児童学園
 採用 若草児童学園調理師中尾真喜子
 退職 給食センター 長田紀美子

各課だより 税務課

税務課は一階南側中央に位置し賦課係、徴収係の二係が置かれています。先ず試験係では、

一、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、その他諸税の試験

二、土地・家屋の評価、課税台帳等の整備

三、課に属する諸証明事務

四、課税物件の標識の交付

五、国税及び県税の一部事務

右記のような事務を担当しています「適正・公平」をモットーとして納税者の信頼を得るよう業務をしています。

徴収係では

①町県民税、固定資産税、国民健康保険税、その他諸税の徴収

②納税組合の育成等以上のような事務

納める月は

月	税目	固定資産税	町民税	県民税	国民健康保険税	軽自動車税
4	1	1期			1期	全期
5						
6			1期			
7			2期		2期	
8				2期		
9						
10			3期		3期	
11				3期		
12			4期		4期	
1				4期		
2					5期	
3						



固定資産税 第2期 集合徴収日程

7月25日	7月26日	7月27日	7月28日
午前 牧野川 坂島田 林田 内町 野上 木下 林場 寺所 又中 午後 内 錦島 岩中 額大 次 森 下 高平 真杉 小原 正 御前 下	午前 牧野川 坂島田 林田 内町 野上 木下 林場 寺所 又中 午後 内 錦島 岩中 額大 次 森 下 高平 真杉 小原 正 御前 下	午前 牧野川 坂島田 林田 内町 野上 木下 林場 寺所 又中 午後 内 錦島 岩中 額大 次 森 下 高平 真杉 小原 正 御前 下	午前 牧野川 坂島田 林田 内町 野上 木下 林場 寺所 又中 午後 内 錦島 岩中 額大 次 森 下 高平 真杉 小原 正 御前 下

午前は九時より十一時四十分まで
午後は一時より三時まで



を担当していますが、徴収に当たっては、長い不況のありを受けて、なかなか思うようにならないのが現状です。

税金は「とれるもの」との観念を「納めるもの」へと納付体制の検討や滞納者への個別指導を行い、徴収率の向上に努力しています。

税務課は賦課、徴収ともに地方税法並びに町税条例、規則、国税徴収法等の法によりすべての努力をかける地味な仕事ですが、税法の定めるところを忠実に実行することを本分として町財源の確保に努めています。

広域水道企業団設立

大津町、菊陽町、白川中流区水道企業団との水道合併について、全般的な骨子についての協議が五月二十七日大津町役場にて於て大津町議会建設常任委員、菊陽町建設常任委員、白川中流区水道企業団改良計画対策委員との合同会議が開催され、大津菊陽水道企業団の協議、出向職員の取扱いに関する協定書、今後の水道事業の概要について承認を得ましたが、その中で規約に定める事項の中で事務所的位置について、協議会として二つの案を諮問致しましたが、その内容について更に六月八日、二回目の合同会議を開催し検討を重ねましたが、事務所の位置については結論を見出すことができず、事務所用地交渉特別委員会を設置し、その中で三つの諮問案以外についても広く検討を加え事務所の位置については特別委員会に委ねることになり、当初計画致しておりました七月一日合併が遅れることになりましたが、協議会としては合併の基本線はくずさず事務を進めております。事務所用地交渉特委員は次のとおりであります。

大津町 荒木虎雄 竹中徳
菊陽町 酒井一義 富永清次
白川 佐藤清紀 宮本重春
委員長 荒木虎雄
副委員長 酒井一義



趣味の園芸講座

最近ますます増えつつある園芸に関する、その基礎的な知識や技術を得得ていただくとうと県教育委員会と大津産業高校が主催して「趣味の園芸講座」がひらかれることになりました。美しいものを生み出すためにあなたの参加を待っています。

期 間 八月中旬～十月中旬
場 所 大津産業高校
土曜午後・日曜日
人 員 五十名(一般成人) 無料

申込は大津町中央公民館で受付けております。定員になり次第締切りますので早目に申し込んで下さい。

みんなで守り育てる



後追の公民館でトレン、アンダーシャッ姿の子ども達が、如実舞いの練習をしています。これは部落の後藤進さん(六十三才)、坂田明光さん(五十五才)、上野行雄さん(五十二才)の三

あなたも梅の造花を

夏の天津名物、地蔵まつりに色を添えて夜空に映える紅梅、白梅、伝統の美を誇る梅の花造り講習会が開催されます。これは大津町民芸文化保存会が昨年にひきつづき今年も計画されたもので、この大津の町に生れはぐくまれて来た民芸をあなたの手で育て、そして次の世代にひきついで下さい。申込みは大津町中央公民館へどうぞ

子ども劇場のおすすめ

成長期にある子どもたちの心をより豊かに育てるために、よりよいものを見たり聴いたりする活動です。対象は小学生から中学生までくらいで、低学年と高学年に分けられ、二ヶ月に一回熊本市市民館で公演されるものを鑑賞するものです。ぜひ参加されるよう呼びかけています。詳しいことは柴田医院(電話三〇二五〇)にご連絡下さい。

なものは次々と減びて行くでしょう。私たちは、人を守り、育てることが大切なものだと思っています。でもかたくなのない、いいものを守り、育てて行くことも、それと同じくらいに難かしいことだと思います。

よく「お金がないから」とか「お金がないので」「誰かがするだろう」と言う言葉を耳にしますが、これではどんなに伝統を大切に文化遺産をのこすといつても、また当事者だけが努力しても周囲の人が無関心では、何も残らなくなってしまうでしょう。現に後追では区長の迫本清さんを先頭に、部落全体の気持が一つになって温たかく動かし、下さるからこそ、消えかかろうとした小さな一つの火が再び燃え上りつつあるのだと思います。

平川地区の神楽舞も復活してから二年になりますが、これも地域の人たちが一語になつて守り育てておられるので続いているのだと思います。

ともすれば毎日の忙しさにとりまぎれて見失いがちになる心の豊かさ、尊とさを今一度皆さんで考えてみたいものです。

この後追の神楽舞の練習は、一応今年十一月に催される日吉神社の遷宮五十周年記念祭を目標としておられるようですが、決してそれだけまでのものに終らせず、いついづまでも守り育て続けていただくよう、まわりの人たちの温かい励ましのお氣持をお願いします。

七月の行事予定

七月上旬 第三六回農委委員会
十四日 農委委員会委員の選挙
二十四日 行政相談 役場町民相談室
下旬 第一回農委委員会
二五～二八日 固定資産税徴収

七月二十一日・八月三十一日

夏の交通事故防止防止運動